



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年11月4日(金) 第10049号

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県財務規則の一部を改正する規則(会計管理課)	2
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更(道路管理課)	3
<b>病院管理規程</b>	
○群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程(経営戦略課)	4
○群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程(同)	4
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(会計管理課)	8

■ 規 則

群馬県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月四日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十九号

群馬県財務規則の一部を改正する規則

群馬県財務規則(平成三年群馬県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
第五十一条中「指定金融機関の所在する都道府県内」を「全国」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年11月4日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	122号	館林市高根町字行人塚489番の44地先から同市苗木町字苗木西2447番の8地先まで	前	10.1～33.3	3858.5
			後	10.1～33.3 27.2～40.1	3858.5 189.9

## ■ 病院管理規程

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年十一月四日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県病院管理規程第十五号

## 群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第四病院局長の項第二十六号四中「事故報告」を「報告」に改め、同号(四)の次に次のように加える。

(四) 第二百九条の二第二項及び第二項に規定する事故の報告等処理すること。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和四年十一月四日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県病院管理規程第十六号

## 群馬県病院局財務規程の一部を改正する規程

群馬県病院局財務規程(平成十五年群馬県病院管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 雑則(第二百九条―第二百十一条)」を

「第十一章 職員の賠償責任(第二百九条―第二百九条の三)」

「第十二章 雑則(第二百十条・第二百十一条)」に改める。

第三十七条を次のように改める。

(小切手等の支払地)

第三十七条 政令第二十一条の三第一項第一号に規定する収入の納付に使用することができる小切手等の支払地は、全国の区域とする。

第四十条中「第三十七条に規定する小切手等」を「政令第二十一条の三第一項第一号に規定する小切手等又は同項第二号に規定する国債若しくは地方債若しくは国債若しくは地方債の利札(以下この条において「小切手等」という。)」に改める。

第七十七条の見出しを「(天災等による物品の滅失等の報告)」に改め、同条中「場合」の下に「(物品を使用している職員が、その使用に係る物品を亡失し、又は損傷した場合を除く。)」を加える。

第八十八条の見出しを「(天災等による固定資産の滅失等の報告)」に改め、同条中「場合」の下に「(占有動産を保管している職員が、その保管に係る占有動産を

亡失し、又は損傷した場合を除く。)」を加え、「固定資産事故報告書」を「固定資産滅失等報告書」に改める。

「第十一章 雑則」を「第十一章 職員の賠償責任」に改める。

第二百九条の次に次の二条を加える。

(事故の報告等)

第二百九条の二 経営戦略課長又は院長は、資金前渡職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品若しくは占有動産又は使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、遅滞なく現金・物品等亡失・損傷報告書(別記様式第七十七号)を作成して管理者に報告しなければならない。

2 経営戦略課長又は院長は、前条に規定する行為をする権限を有する職員又は同条に規定する補助職員が、法令等の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより県に損害を与えたときは、遅滞なく会計事故報告書(別記様式第七十八号)を作成して管理者に報告しなければならない。

(賠償審査委員会の設置)

第二百九条の三 前二条に規定する職員が、これらの条に規定する行為によって、県に損害を与えたかどうかを審査させるため、賠償審査委員会を置く。

2 賠償審査委員会の組織及び運営については、別に定める。

第二百九条の三の次に次の章名を付する。

第十一章 雑則

別記様式第七十一号中「国債償還事務報告書」を「国債償還事務報告書」に改め、別記様式第七十六号の次に次の二様式を加える。

別記様式第77号（規格A4）（第209条の2関係）

現金・物品等 亡失 報告書 損傷			
管理者 様		年 月 日	
		経営戦略課長（院長） 氏名	
次のとおり 亡失 損傷 しました。			
1	所 属 名		
2	亡失（損傷）者職氏名		
3	亡失現金等	内 容	
4	亡失（損傷）物品	品名	購入価格 帳簿価格
5	亡失（損傷）月日時		
6	亡失（損傷）場所		
7	亡失（損傷）の事実発見の契機		
8	亡失（損傷）の原因である事情の詳細		
9	亡失（損傷）後の処理状況		
10	亡失（損傷）当時の保管状況		
11	平素における保管状況		
12	事実発見後とった措置		
13	その他必要な事項		
14	課長（院長）の意見		

※固定資産の亡失、損傷等の場合は、別記様式第71号に準じた明細書を添付のこと。

別記様式第78号（規格A4）（第209条の2関係）

会計事故報告書 年 月 日 管理者 様 経営戦略課長（院長） 氏名 次のおり予算執行上の事故が発生しました。	
1	所 属 名
2	事故発生の原因と 考えられる者
3	県に与えた 損害の内容
4	事故発生の 経過と原因
5	違反した法令 及び条項
6	事故発見の契機
7	事故発見後の 処 理 状 況
8	その他必要な事項
9	課長（院長） の 意 見

この規程は、  
附則  
公布の日から施行する。

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和4年11月4日

群馬県知事 山本 一太

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び落札金額

購入物品	予定数量	落札金額
OKI C835dnwt用大容量トナーカートリッジ、イメージドラム		
ア トナーカートリッジ(ブラック)(大容量)	133本	16,120円/本
イ トナーカートリッジ(イエロー)(大容量)	76本	17,220円/本
ウ トナーカートリッジ(マゼンタ)(大容量)	66本	17,220円/本
エ トナーカートリッジ(シアン)(大容量)	74本	17,220円/本
オ トナーカートリッジ(ブラック)(通常容量)	4本	9,650円/本
カ トナーカートリッジ(イエロー)(通常容量)	2本	10,340円/本
キ トナーカートリッジ(マゼンタ)(通常容量)	1本	10,340円/本
ク トナーカートリッジ(シアン)(通常容量)	2本	10,340円/本
ケ イメージドラム(ブラック)	45本	9,860円/本
コ イメージドラム(イエロー)	26本	9,860円/本
サ イメージドラム(マゼンタ)	23本	9,860円/本
シ イメージドラム(シアン)	25本	9,860円/本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 令和4年10月3日

4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521番地の8

5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

6 入札公告をした日 令和4年8月23日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111